#### R4.9.27WGヒアリング 気象庁提出資料

②ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の 設置基準の緩和

# ソフトウエアを活用した気象予報に係る気象予報士 の設置基準の緩和について

気象庁

### 予報業務許可制度について

○ 予報は、国民生活や企業活動にとっての重要な基礎情報であることから、<u>国民や企業が、科学的な根拠に基づく予報により適切な行動の判断を行えるよう、</u>民間気象事業者による<u>予報を許可制とするとともに、その品質を担保するための制度を設けている。</u>

(気象業務法第17条第1項)



### 事業者等の予報業務の技術・実施体制に関する品質を確保(予報業務許可制度)

- 現象の予想の技術のみならず、許可を受けた事業者が適正に業務を実施する体制を有するか審査。
- ●気象予報士の設置又は技術基準の審査による予想の技術の他、資料等の収集・解析の施設・要員や、警報事項の受信の施設・要員など、各プロセス一定水準の確保を求めている。
- ●気象の予報では、現象の予想の時間に応じた気象予報士の設置人数を規定している。 (気象業務法第18条第1項第3号、第19条の2、第19条の3)
  - 例)一日あたりの現象の予想を行う時間が16時間を超える場合
    - → 4名の気象予報士の設置が必要

## ソフトウエアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和について

### 大阪府・大阪市からの要望

自動化した予報の新たな区分を創設し、気象予報士の設置の基準を緩和することを提案

自動化した現象の予想であって、気象予報士が構築した科学的手法に基づく予想手法が用いられており、万一、不適切な予想が導出された場合であっても、予想が報じられる前に自動的に報じることを停止するチェック機構が 講じられた手法であって、気象予報士が構築したチェック機構が用いられている場合



#### 気象庁の回答

国土交通省交通政策審議会気象分科会で「DX社会に対応した気象サービスの推進」について議論いただいている。

その中で、気象の予報は「ニーズに応じた適切な品質の確保のためには、予報に関する知見を有する気象予報士の関与が引き続き重要。ただし、関与の仕方は予測技術に応じた形が望ましい。」「最新の技術を活用した予測技術に対応した見直しを行っていくべき。」と議論されており、同趣旨の中間とりまとめを公表する見込み(9月中を目途)。

これを受けて、早急に、<u>気象予報士が予測手法や予測結果を事前及び定期的に確認する</u> 措置をする場合における<u>気象予報士の設置の基準の緩和</u>の措置を進めていきたい。